

## 第11回情報保全諮問会議 議事要旨

### 1 日時

令和4年5月18日（水）午後2時02分から午後2時58分までの間

### 2 場所

総理官邸4階大会議室

### 3 出席者

#### （構成員）

老川 祥一（座長） 読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆代理  
国際担当（The Japan News 主筆）  
読売新聞東京本社取締役論説委員長

塩入 みほも 駒澤大学法学部教授

清水 勉 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員

住田 裕子 弁護士

鳥海 智絵 野村證券株式会社専務執行役員

永野 秀雄（主査）法政大学人間環境学部教授

藤原 靜雄 中央大学大学院法務研究科教授

#### （政府側）

岸田内閣総理大臣  
小林国務大臣  
木原内閣官房副長官  
磯崎内閣官房副長官  
栗生内閣官房副長官  
寺田内閣総理大臣補佐官  
大野内閣府副大臣  
小寺内閣府大臣政務官  
瀧澤内閣情報官  
柳 内閣情報調査室次長

### 4 配付資料

- (1) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について
- ア 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）の概要（資料1）
- イ 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）（資料2）
- ウ 有識者からの意見（資料3）
- エ 国会報告（案）の目次対比表（資料4）
- (2) 今後の主なスケジュール（資料5）

## 5 議事概要

(冒頭から座長挨拶までカメラ撮りあり。)

### (1) 冒頭、岸田総理大臣から概要以下のとおり挨拶を行った。

- 平成26年12月の特定秘密保護法の施行から、7年余りが経った。厳しさを増す安全保障環境の中、我が国の領土、領海、領空、そして国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、情報が極めて重要である。この法律の成立により、我が国に対する国際的な信用が増し、関係国との間での質の高い情報交換が、より緊密に実施できるようになったと認識している。
- 本日の議題は、今回で8回目となる国会報告である。政府においては、独立公文書管理監による検証・監察、衆・参両院の情報監視審査会の調査を含め、重層的なチェック体制を活かしながら細心の注意を払って、法の適正な運用に努めている。
- 国会報告は、こうした法の運用状況を、継続的に分かりやすい形で国民に公表し、政府における秘密の取扱いの客觀性と透明性を向上させる上で、極めて重要なものと考えている。本日は、有識者である委員の皆様から、忌憚のない御意見をいただければと思う。

### (2) 老川座長から概要以下のとおり挨拶を行った。

- 特定秘密保護法が施行から7年余りが経過し、この間、関係各国との情報交換が格段に活発化していると聞いている。特に昨今の安全保障環境が厳しさを増している中で、この法律の適正な運用が一層重要性を増していくと考えている。
- 内閣府独立公文書管理監からの是正の求めなどが出され、改善措置が適正に行われたと承知している。改善された事項は、重大なミスということではなく、軽率な扱いによって生じたと思われるものが多いようであるが、政府においては、引き続き緊張感をもってしっかりと対応していただきたい。
- 今国会報告案の対象期間である令和3年には、書面・押印に関する運用基準の見直しが行われ、我々委員、及び特定秘密の取扱いを実際に行っている関係省庁等の意見を踏まえて実施されたと承知している。
- 法律の運用に対するチェック機能はしっかりと働いており、政府においては、引き続き真摯に対応していただきたい。
- 本日は、第8回目の国会報告について議論をするわけだが、法律の運用の透明性を確保する上で極めて重要なものであり、我々委員としても、しっかりと政府に意見を申し上げていきたい。

### (3) 老川座長の挨拶終了後、公務のため、岸田内閣総理大臣は退室した。

(4) 瀧澤内閣情報官から、配付資料に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について説明を行った。

(5) 出席者から概要以下のとおり発言があった。

(国会報告の案に関する意見について)

○ 16ページ7(1)エの表9の記載について、行政機関別、事項の細目別での区分は示されているが、当初は、通算有効期間別の件数のみが記載されており、新規指定件数との対応関係が不明であったため、この点を明確にしてほしいということを申し上げ、既に対応いただいている。追記という形で、括弧書きで令和3年中の指定の件数を示していただいた。

○ 報告書をより読みやすいものにしようということでの意見である。

一点目は、4ページ6(1)アの表3、令和3年中の各行政機関の指定件数に関する記載についてである。総指定件数というのは毎年報告されているが、その中には、年度単位で毎年、繰り返し記録、保存されているものがある。それと年度によって変わるものというには意味合いが違うため、年度単位で区切っているものについては、それを表示したほうがいいのではないかということを御提案させていただき、報告書に反映していただいた。

二点目は、66ページ資料6について、特定秘密を保有している機関では、毎年1回、ないし複数回点検しているが、回数、時期と、当該機関が保管している特定秘密全体のうちのどれくらいの割合を点検しているのかということについて、表示していただきたいということをお願いした。資料6を見ていただくと、点検件数が書かれており、これまでなかったものに比べると、より分かりやすくなつたと思う。私の意見を見ていただくと、全体のどれくらいの割合かということを書いたので、概数でも構わないので、今後は割合も、また件数というカウントの仕方もわかりやすくすることも検討していただきたい。

○ 22ページの表10において、経済産業省の「特定秘密が記載された行政文書の保有状況」が令和2年末時点で125件あったものが、令和3年末時点で0件になっていることについて、説明がなかつたことから、脚注を設けて、その理由、及び、14ページ表6と19ページ(ケ)において経済産業省における特定秘密の指定件数が令和2年末時点と同じ4件とされていることの関連について、分かりやすい説明を付けていただきたいという意見を申し述べ、脚注で丁寧に国民にも分かりやすい説明をいただいた。

(法律の運用状況に対する意見等)

○ 第一に、令和元年12月に施行令の一部を改正し、5年を経過した時点で特定秘密を一度も保有したことがない機関を適用対象となる行政機関から除外するという措置をとったが、今回の報告を見たところ、過去3年、

保有状況が0、指定機関であるにも関わらず指定もしていない機関があつたため、過去の資料を見たところ、5年かそれ以上、ずっと保有も指定もしていない機関がいくつかあった。今後、このまま指定権限を付与しておく、或いは、本法での適用対象となる行政機関としておくことが妥当なのかどうかというところを改めて検証する必要があるのではないかということと、併せて、記載においても、この点を検証するために、保有状況、過去3年ではなくて5年分を掲載したらどうかということを申し上げた。

第二に、有効期間の延長に関して、今回もほとんど延長されており、したがって通算10年以上となるものが67%ある。これは自動的に延長され、各機関も5年のまま延長されているという状況であるため、現状において事前のチェックシステムがないというところに鑑みて、このように行政機関の裁量で自動的に延長されているという状況ではないかと考える。したがって、独立公文書管理監、情報保全監察室による審査・承認の仕組みを導入してはいかがかということを申し上げさせていただいた。

第三に、有効期間が5年間というところである。659件中643件の有効期間が5年であった。これも毎年、各委員から指摘されているところであるが、運用基準で示している「最も短い期間」、この規程が形骸化された運用になっているということで、本格的な対策を講じる必要があるのではないかという意見を申し上げ、ここでいう本格的な対策をすることの一つが、先ほど申し上げた第三者的な機関による厳正なチェックシステムを導入するということを検討すべきではないかと考える。

第四に、これも有効期間と関連することである。ほとんどが5年の有効期間でありながら指定解除の条件が、ほとんど設定されていない。現行の運用基準を見ると、運用基準のII 3(4)とII 4(2)にあるが、その記載自体が行政機関の裁量に委ねられたような、「一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合」は、その指定を解除すべき条件を明らかにするという非常に抽象的な記載であつたり、或いは、「有効期間を年数により設定することが困難である場合」は、解除する条件を設定するよう努めるというような記載であるから、指定をしている機関が少ないのである。そこでこの5年という自動的な有効期間の設定がなされ、そしてその5年のまま延長がなされるということに対する対策の一つとして、やはり5年という有効期間を設定する以上は、指定を解除する条件を必ず設定しなければならないと、義務化すべきではないかということを申し上げた。

最後に、文書の管理に関してであるが、通常の行政文書に関しては電子的管理を原則とした文書管理ルールというものが整備されており、かなり整備が進んできている。しかしながら特定秘密である情報が記録された文書の場合は、漏洩リスク回避の観点からすると、紙媒体で管理した方が望ましいという場合が少なくないのではないかと思われる。実際に特定秘密

文書というのは紙媒体で保存されているものが多く、そういったことも含め、また仮に電子的管理をするにしても、通常の行政文書とは異なる厳重な保全措置が必要とされることから、現状において運用基準では、特定秘密の表記をするという意味での特則は設けられているが、文書管理についての公文書管理法や行政文書ガイドラインに対する特則のようなものは特に設けられていないため、文書管理に関しても明確なルールを設けるべきではないかと思っている。

- 「事項の細目」について、過去3年間分の指定項目ごとにどれくらい指定されているかということをチェックしてみたが、3年間指定されていない項目がいくつもあった。そうするとこの項目はそもそも持続させる意味があるのか、逆に言うと、これから的情勢を考えた時に新しい項目を入れる必要があるのかということを考えると、特定秘密は固定的に考えるべきではなく、必要なない枠だけのものについては無くし、切実に必要なものについては新たに設けるべきではないかと考えた方が実質秘という考え方からは望ましいのではないかと思う。

次に、私もずっと有効期間のことは気になっているテーマであるが、なるべく頻繁にチェックして指定の有効期間を短くしてほしいというのが、我々審議会メンバーの共通した考え方だと思う。その観点から見ると、海上保安庁が有効期間を3年と認めたものは8件あって、これは外国の政府との協議に基づくものである。私のイメージでは海外との協議の方が長くなるのではないかと思っていたところ、実はそうではなくて、きちんと協議をしていくと3年でいいということができる。そうだとすると、国内の観点で、きちんと検討・協議するならば、5年ではなくて3年とか2年とか、といった形での指定の仕方ができるのではないかという見方をしたという指摘である。

最後に、特定秘密の指定件数が概ね、徐々に右肩上がりに増えているが、それに比べて解除条件を設定した件数がほとんど変わっていない。ということは、相対的には解除条件を設定している件数は少なくなっているということになる。このままでは、今後も特定秘密の件数は増えるが解除条件は設定しないということで、当然、全件数に対する割合が減っていくことになり、いつまでも秘密指定したままということになりかねない。見直しをしてまた同じものを設定するということがあるかもしれないが、やはり見直しの重要性から考えると、解除条件を設定しないと、後任者が事務を引き継いだ時に前任者が秘密指定しているものをそのまま秘密指定として続けてしまうということになりがちであるので、秘密指定した時の担当者、或いは今現在、管理している者が、解除条件を設定できるかどうかをきちんと検討し、来年度は今年度より多い解除条件の設定をしていただきたい。

- 私どもがチェックしている中では、制度がどうあるか、外形的、統計的な結果から見るものであるが、内閣府の中においては、独立公文書管理監

という文書に当たって専門的に管理・監督している重要な存在があり、令和4年のは正の求め等は1件のみであったということである。先程来、全体量が増加しているというお話をあったが、不適正な案件が1件のみにとどまつたこと、また、指摘事項もなかつたということは、全体として概ね円滑に事務処理がなされ、担当者においては習熟されてきた傾向にあると見てよろしいのではないかと思う。もっとも、今回は正を求められた事実は、「特定秘密でない情報のみが記録されている文書について特定秘密表示をしていたことが不適正」とされたものであり、実は例年、繰り返されている事態である。文書の内容についての吟味が不十分で精査不足であったことが窺えるが、今後とも、このような事態を惹起することのないよう、緊張感をもって丁寧に事務処理に当たることが望まれる。

もう1点は、今般、経済安全保障関係制度が整備されているが、秘密保護の重要性については認識されつつも、その方策等については、なお大きな課題となっている。また、言うまでもなく、本年2月以降、ロシアによる信じがたい侵略が行われ、いつ終息するかも判然としない不穏な情勢下にある。特定秘密等を含む各種情報の保護についての重要性は喫緊の課題であるといえる。今後とも質、量共に増大するその運用においては、政府・国全体として、緊張感をもって万全の体制で対応されることを求める。

- ロシアのウクライナ侵攻の事態については、おそらくオングーアイニングでこうした特定秘密の指定の増加ということになっているのではなかろうかと想像をしている。こういったある種特殊な状況においては、一定の幅を持った指定というようなこともなされるのではないかと思われるが、その際に指定の有効期間、或いは解除条件といったところを適切な見直しがなされるよう運用に留意していただきたい。
- 今回の国会報告において、適性評価に対する改善事例は0件となっており、過去の国会報告を見ても改善事例が記載されたことはなかったと思われる。これは適性評価の在り方自体に問題がないのか、それとも改善の余地のないほど完成したものになっているのか、ベストプラクティスという観点からも、一度、このところをチェックをしてもよいのではないかと思う。
- 第1点が、国会報告の67頁、(資料7)の(注2)にも記載されており、内閣情報調査室からも令和4年3月18日に公表されたとおり、昨年9月に内閣情報調査室に勤務する職員が特定秘密を記録する文書15件を自宅に持ち帰っていたことが判明している。今後、このような事案の発生を防ぐために、特定秘密が記録された文書に関する管理を徹底するとともに、電子機器に記録されている特定秘密を印刷する際の管理を、多要素認証を求めたり、管理サーバーから印刷に関する一元管理をする等のシステム変更を含めた配慮、或いは、印刷ログ監査の頻度を上げるといった措置を検討していただきたい。

第2点は、内閣官房国家安全保障局により令和4年3月9日に内閣官房のホームページで公表されているとおり、令和元年10月31日から令和4年2月8日まで内閣審議官として国家安全保障局に在籍した職員に関する処分等が公表されているが、今後、このような事案が発生しないようにしていただきたいという意見を述べさせていただいた。

- 先ほど、本年の内閣府独立公文書管理監による是正の求めが1件ということについて評価されている御意見があったが、独立公文書管理監は全件チェックしているわけではなく、無作為に抽出してチェックするというやり方をしており、その時たまたまヒットしたというのがこれに当たる。これは全件やったら1件というものと意味が全く違うので、実は他にもあるのではないかと考えたほうがよろしいと思う。御意見のとおり、無作為抽出で各省庁やったにもかかわらず1件しか出なかつたというのは、従来に比べれば進歩はしていると思う。ただ、多くの暗数があるかもしれないと考えたほうが情報管理の在り方としてはいいのではないか。

(6) 事務局から委員の発言に対して、概要以下のとおり回答した。

- 昨年9月に発生した特定秘密文書の自宅への持ち帰り案件について、特定秘密保護法を所管する内閣情報調査室において起こったことを大変重く受け止め、申し訳なく思っている。今回の事案を受けた再発防止策として、特定秘密文書を印刷する場合に保全責任者の許可を要することとした。また、保全責任者が印刷ログを確認し、管理簿への記載状況等を確認するなど、文書の管理体制を強化した。さらに、本事案の問題点を具体的にケーススタディとして記載するなど研修内容を見直した上で、保全教育を徹底するなどとしている。こうしたことは二度と起らないように再発防止に万全を努めて参りたい。
- 報告書の記述に関し、手当てされていない点として2点、指定の理由の点検状況の全体の割合が分かるような記述をすべきだという意見、及び過去5年間の特定秘密の保有状況が一目で分かるように記載すべきという御指摘をいただいた。全体の整合性や掲載方法を検討する中で、次回に向けて検討させていただきたい。
- 特定秘密保護法上及び指定権限を有する行政機関に関する御指摘については、特定秘密保護法上の行政機関及び各行政機関における指定権限の必要性等の見直しに関し、これまで指定をしていなかった内閣府が、今年3月、新規指定を行った事例もあったことから、このような事例も踏まえつつ、保有や指定を行う今後の具体的な見込みについて関係行政機関から改めて聴取した上で、引き続き、検討して参りたい。
- 指定の有効期間、延長に関する御指摘については、延長を含む指定の有効期間の設定について、各行政機関において、法令に従って適切に行ってていると考えている。海上保安庁で有効期間を3年に設定した事例を含めて

御指摘の点については、各行政機関に共有し、有効期間の設定に当たっては、厳密な検討を行い、法や運用基準の趣旨が更に徹底されるように改めて働きかけて参りたい。なお、有効期間の設定に関しては、既に独立公文書管理監の検証・監察の対象として、重層的な運用が担保されているところ、これに加えて第三者機関や事前の審査などの新たな仕組みが必要か否かについては、改めて検討したい。

- 指定の解除条件の設定については、従来より関係行政機関に検討を依頼してきているところであるが、特定秘密の性質によっては、有効な解除条件を設定することが困難であるものもあることから、解除条件の設定を原則化することが運用上可能であるか否か、関係行政機関と連携し、検討していきたい。
- 別表該当性の細目、23の事項に関して、必要がないものがあるのではないか、また、新しいものも考えてはどうかという御意見をいただいた。この事項の細目の細分化は、運用基準において具体的に示したものであるが、今後の必要性、新しいものの必要性等、各行政機関の意見を踏まえ、次回の運用基準改訂時の際の検討課題とさせていただきたい。
- 適性評価の在り方に関して御意見をいただいた。適性評価の運用は、適切に行われていると承知しているが、改めて改善事例について各行政機関に照会し、共有すべきものがないかを確認したい。
- 内閣府独立公文書管理監の是正の求めに関する御意見をいただいた。改めて同様のは是正の求めを受けることのないよう、関係省庁において法の適正な運用が図られるよう、繰り返し徹底して参りたい。
- いただいた御意見を踏まえ、特定秘密の指定、解除、適性評価の実施などが、各行政機関において、透明性と客觀性を保ちつつ、今後より一層適正に行われるよう努めて参りたい。また、特に、指定の有効期間及び解除条件の設定等に関しては、これまで御指摘いただいているところであり、関係行政機関から改めて事情を聴取の上、その結果を踏まえて、委員の皆様方と意見交換又は個別に御説明する機会を設けさせていただくことを考えている。

(7) 最後に、老川座長から発言があった。

- ただいま、国会報告案、或いは法律の運用に関して、それぞれの分野の専門的な御立場から有益な御意見が出されたが、政府においては、これらの意見を十分に踏まえて適切に対応をしていただきたい。私は、報道に従事している立場上から申し上げる。今のところ、この法律の運用によって従来の取材活動に大きな問題が生じていることはないと思うが、国民の知る権利、或いは報道の自由の尊重は民主主義社会の根幹をなすものである。政府においては、報道機関からの信頼を損なうことがないように、報道機関の取材に対しては、適切に対応していただくようお願いしたい。
- 特に昨今の状況の変化を報道する立場から見て私見を申し上げたい。こ

うして対面で会議をさせていただくのも3年ぶりであるが、この間、国際情勢は大きく変化をした。特に、ここ数ヶ月のウクライナの問題、或いはそれ以前から中国の海洋進出等々、安全保障に関わる状況の変化には非常に著しいものがある。そういう中でこの特定秘密に関する情報の交換というものが各国との間で頻繁に行われている。これ自体は大変結構なことであるが、それだけに留意するべきことがあると思う。一つは情報の保全を従来どおりしっかりとやっていたいということである。同時にもう一つ、それとは逆のことを言うようで恐縮であるが、今回のウクライナの事案を見ると、偽情報とか、いわゆる情報戦争という要素が非常に強く、特に顕著だったのが、珍しいことだと思うが、機微に触れる情報を、アメリカやイギリスが、むしろ率先して、ロシアがこれからこういうことをやりそうだという秘密情報をかなり積極的に開示した。また、それが国際世論の形成に非常に役に立ったと私は思っている。こういうことから考えると、情報の保全はもとより大事だが、同時に、必要なものは情報公開と言うか、むしろ差し支えない範囲で広く国民に知らせておくということもまた大事ではないかと思っており、そういった点についてお考えいただくといいのではないかということである。もう一つは、経済安保との関係で、これから経済情報に関する安全保謐という観点から非常に情報の取り扱いということが大事になってくる。そうなると、いわゆるセキュリティクリアランスとか、適性評価に関わるものとか非常に機微に触れる情報が増えてくると思われる。そういう場合に、先走っていろいろ心配すると、例えば民間の企業活動や研究活動などで、それを先に報道し、それが結果的に非常にまずいことになるということがあり得るかと思う。そういったセキュリティクリアランスに関わる機微な情報については報道側としても慎重な扱いが必要であろうが、政府におかれても報道の自由との関わりを念頭に置いて、慎重な御検討をいただくとありがたいと思う。

- 若干私見を交えて申し上げたが、今後とも政府による取組が適正に行われるよう座長としてお願い申し上げたい。

(8) 瀧澤内閣情報官から今後のスケジュール等について説明し、以下のとおり確認した。

- 本日いただいた御意見については、事務局において整理した上、後日、委員の皆様に再度御確認をいただき、国会報告に掲載する予定である。
- その後、閣議決定を経て、6月上旬を目途に国会に報告・公表することとしている。
- 本報告は両院の情報監視審査会に対しても報告することとなっており、その際は運用基準に従って、特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを添付して提出する予定である。
- 次回の諮問会議については、御議論いただく内容について、座長と御相談の上、日程等を決定したいと考えている。

(9) 閉会に当たり、小林国務大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。

- 特定秘密保護法の施行から 7 年余りが経過した。前回の国会報告以降、衆・参両院の情報監視審査会における調査が行われており、また、内閣府独立公文書管理監からの是正の求めもあった。これらを受けて、関係行政機関において必要な措置を講じたところである。
- 内閣保全監視委員会委員長である私からも、5月11日に開催した内閣保全監視委員会において、関係行政機関に対して、特定秘密保護法の適正かつ円滑な運用を改めて徹底したところである。
- 本日は、委員の皆様から、8回目となる国会報告の案に関し、法の運用の透明性を一層高めていくために有益な様々な御意見をいただいた。国会報告に適切に反映するとともに、国民の皆様の理解の一層の増進に努めて参りたい。また、法の運用の適正を確保するための貴重な御意見も賜った。今しお、老川座長からも貴重な御意見をいただいたが、皆様からいただいた御意見については、各行政機関としっかりと共有をして、法の適正な運用を徹底して参りたい。
- 引き続き、委員の皆様方の御意見を伺いながら、担当大臣として本法律などの実効的かつ適切な運用を積み重ねて参りたい。
- 委員の皆様方におかれでは、今後とも御協力賜るようよろしくお願ひ申し上げる。

(以上)